

織田きもの専門学校 卒業認定の方針について

以下、学則より抜粋

第16条 本校所定の課程を修了した者には、学習評価のうえ卒業証書を授与する。

(修了の認定)

第17条 本校所定の課程において、各学年ごとにその履修すべき教科目を終えた者には、修了の旨を認定する。

2. 各教科目修了の認定は、出席率などの学習態度を勘案しながら、筆記試験（論文を含む）の成績実技の成績、その他の方法により、総合的に評価する。100点満点の60点以上を合格とし、当該教科目の担当者がその採点にあたり、修得が判定される。

(称号の付与)

第18条 第16条の規定により、きもの科2年を修了した者は、専門士（和裁専門課程）と称することができる。